

令和5年 加古川市農業委員会 第5回 臨時総会 議事録

令和5年12月19日(火)

加古川市役所新館9階191会議室に農業委員会臨時総会を招集する。

出席委員

1 堀江 保充	2 都倉 正	3 井相田 つや子
4 道清 真有子	5 東田 富能	6 馬田 禧紹
7 橋本 末弘	8 前田 祥道	9 藤原 正樹
10 都倉 澄子	11 岡本 善四郎	12 庄司 学
13 長井 義弘	14 柳 晴久	15 柿本 真千代
16 佐伯 眞究	17 久保田 四郎	18 丸山 良作

事務局

局長	桑山 隆	次長	宮武 滋
農政企画担当副課長	穴田 順一	農地係長	池田 健司

農業委員会会議規則第5条の規定により馬田会長 議長席へ

開会時刻 午後1時53分

議長 　ただ今から、令和5年加古川市農業委員会第5回臨時総会を開会いたします。開会に先立ちまして、本日の委員出席状況を、事務局より報告願います。

事務局 　委員出席状況を報告いたします。委員定数18名、委員現在数18名、本日の出席委員数18名でございます。以上、報告いたします。

議長 　事務局より委員出席状況の報告は終わりました。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席を得ておりますので、本日の臨時総会は、成立したことを認めます。

議長 　次に、議事録署名委員の選任であります。議長において指名して、異議ございませんか。

異議なし

議長 　異議なしの声を聞きますので、16番 佐伯 眞究 委員、17番 久保田 四郎 委員、両名よろしく願います。

議長 　本日提案されております議案は、机上に配布しております資料により、議案第1号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針 2023（案）承認のこと」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局

失礼いたします。議案書 1 ページをご覧ください。

議案第 1 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針 2023（案）承認のこと。

この議案につきましては、10月24日の農地利用最適化推進全体会でご説明させていただきましたとおり、改正農業委員会等に関する法律第7条の規定において、1 その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標、2 その区域内における農地等の利用の最適化の推進の方法、3 その目標の達成状況の評価の方法について、指針を定めることが法定化、義務化されました。あわせて、農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならないとされたところです。

そのため、10月24日の農地利用最適化推進全体会にて、指針（案）をお示しし、皆さんからご意見等をお伺いいたしました。その意見等を踏まえ、農政委員会で協議いたしました。いただきましたご意見等を精査し、加筆・修正等を行い、12月の役員会で最終的なご意見等をお伺いし、この指針の案を作成しております。

前回と大きく変更した点は、課題を項立てといたしました。課題があつて、課題解決のためにこのような推進活動をしていきますという流れにしております。

また、数値目標についてですが、毎年、1年間の目標設定を行っていることから、令和5年4月の数値を基準として、ここ数年の平均値等を算出し、目標設定を行いました。数値目標を設定するに当たり、遊休農地の解消については、高齢化や担い手不足等の影響もあり、今後、解消面積よりも新たに発生する面積が上回る危険性が高いという意見もありましたが、農地を活か

し隊活動を通じて、毎年少しずつでも解消していくことを目指し、10年後の目標として限りなく0に近づくように目標設定しております。

担い手への農地利用集積につきましては、作業受委託を含めるため、年によってかなり変動があると見込まれますが、営農組織員も高齢化や後継者不足等が深刻であるとの意見があり、今後集積が難しくなる可能性が高まっています。国や県の目標は、加古川市の状況とかけ離れているため、可能と思われる範囲の目標設定としています。

新規参入の促進につきましては、下限面積要件の撤廃により、新規参入者は増えると想定しておりますけれども、取得面積の大幅な増は見込めないと考えました。また、新規参入者数は累積であり、指針2020の令和2年1月の人数を基準といたしました。

遊休農地の解消、担い手への農地利用集積、新規参入の促進につきましては、それぞれ関連しており、数値目標は非常に難しいですけれども、前向きに目標を設定しております。

各課題や推進方法につきましては、言葉の微調整を実施するとともに、意見等を精査し、行動目標として設定しています。遊休農地の解消では、意見にもありましたので、営農組合員の高齢化により、預かった農地を所有者に返す動きが加速すると考えられ、急激な遊休農地の増加が懸念される。地域を巻き込み、早急な対策、新たな方策を検討する等を挙げています。5ページの③その他の1つ目の○、こんな感じで挙げています。担い手への農地利用集積では、新たな体制作りが必要ではないかということで、定職のある人、土日のみの活動等多様な人材活用形態、働き方を検討する等を挙げています。新規参入の促進では、ひょうご就農支援センター等が実施する就農希望者向けセミナーや相談会の場で、農林水産課と連携してブースを開設する等、加

古川市の支援施策等のPR及び就農相談を積極的に行うことも盛り込んでおります。

また、多くの意見といたしまして、米の値段が安すぎる、肥料や燃料の高騰がきつい、農業機械が高額でやっていけない等、その不安を排除しなければ、益々農業の衰退が懸念されるため、国等に交付金増額等の要望を積極的に行う等の行動を追記しております。

推進方法につきましても、遊休農地の解消、担い手への農地利用集積、新規参入の促進の3要素が関連しているため、3要素をうまく機能させる方法が必要となりますので、この指針に基づいて、関係機関と協力しながら、農地等の利用の最適化の推進を行っていきたいと考えております。

以上で、指針策定の説明を終わります。よろしくご審議願います。

議長 事務局の説明は終わりました。ご意見・ご質問を承ります。何かございませんか。

意見なし

議長 ご質問等が無いようですので、議案第1号について、採決いたしたいと思っております。

議案第1号を原案のとおり承認することに、賛成の委員は、挙手願います。

賛成多数

議長 賛成多数でございます。

従いまして、本案は原案のとおり承認されました。

つきましては、農地等の利用の最適化の推進に関する指針 2023（案）の（案）の字を削除願います。

議 長 次に附帯決議について、事務局より説明願います。

事務局 失礼いたします。臨時総会資料の 13 ページをご覧ください。

附帯決議、1 議決事項の内容については、農業委員会内で周知を図り情報共有に努めること。

2 議決事項中、上級行政庁の指示によって文言等の修正を必要とするときは、会長に一任する。

3 議決事項中、軽微な事項の修正及び違算誤字の修正を必要とするときは、会長に一任する。

この附帯決議は、さきほど決定いたしました議案第 1 号の委員会内での周知を図るとともに、上級行政庁の指示によって文言等の修正を必要とするとき、軽微な誤り又は違算誤字があった場合に、その修正を会長に一任いただくとするものです。

以上、よろしくご審議願います。

議 長 事務局の説明は終わりました。ご意見、ご質問を承ります。

異議なし

議 長 異議なしの声がありますので、附帯決議について、原案とおりに承認されま

した。

議 長 以上で、本日の総会の議案審議は、終了いたしました。

さて、決定しました当該指針に基づき、今後、加古川市農業委員会の農業委員と推進委員は連携し、活動に取り組むことを宣言して、本臨時総会を終了し、議長を退任させていただきます。慎重なご審議をいただきありがとうございました。

終了時刻 午後2時5分

加古川市農業委員会 会 長 馬 田 禧 紹

令和5年12月19日

署名委員（16番）

---

署名委員（17番）

---